しまんとの

空き家ノート

～暮らしの中の空き家メモ～

第3号　毎月発行！

発行日　2026年11月発行
発　行　四万十町役場にぎわい創出課
編　集　地域おこし協力隊
　　空き家担当（樋口）



たった数か月で？！

人が住まなくなった家はわずか数か月でも劣化が始まります。窓を閉め切ることにより湿気がこもり、カビが発生（特に四万十町の湿気は空き家の大敵！）。下水の臭いが室内に充満。シロアリの被害に雨漏り。草が伸びて虫や害獣の住処に…。そして半年後、１年後、気づいた時には「手を入れるのが大変な状態」になっていることも少なくありません。

しかし、これらは誰にでも起こりうること。実は、空き家になるきっかけの多くが、急なご家族とのお別れや長期の入院、入所など、準備する時間がないまま住まいを離れるケースだからです。

だからこそ大切なのは、空き家になる前からの準備・対策です。早め早めの対応が、その後の負担を大きく変えます。もしすでに空き家になっている場合でも、思い立った“今”が一番早いタイミングです。まずはできることから、一歩踏み出してみませんか？

Memo

４コマ目のような状態は「管理不全空家等」に該当し、場合によっては固定資産税の減税措置が受けられなくなります。
（空き家対策の推進に関する特別措置法）

今日のチェックリスト

- □ 人が住まない家は、わずか数か月で劣化することを知った
- □ 家に関する情報を家族で共有している（家の名義や登記状況など）
- □ 困ったときに相談できる人や窓口を知っている

相談はこちら

四万十町役場にぎわい創出課
地域おこし協力隊　空き家担当　樋口
0880-22-3281
iju-40010@town.shimanto.lg.jp
開庁時間 8:30～17:15
※12:00～13:00お昼休み・土日祝祭日をのぞく

(1) 家族に引き継ぐ

家族が気持ちよく引き継ぐことができるよう、準備をしましょう



今月の解説は
家族が使うパターンじゃ

相続登記はすべての基本じゃ！

STEP 01 登記を整理しましょう

相続登記は義務化されました（R6.4.1～）。
家の所有者と登記上の名義人が一致しているか、まずは確認をしましょう。

★高知地方法務局 須崎支局へ！
①必要情報の収集　②法務局へ登記申請　③審査を経て相続登記完了

STEP 02 相続・認知症対策をしましょう

引き継ぐ人は決まっていますか？
家族会議を開き、次の世代にも自分の意思を伝えておきましょう。
遺言書や任意後見、家族信託など、万が一に備えておくと安心です。

★司法書士など専門家にお繋ぎできます！

高知県空き家相談窓口 | 検索　☎ 088-803-6511

STEP 03 家の状態を確認しましょう

片付けは少しずつ進めていますか？
耐震化やリフォームが必要な箇所はありますか？
改修に必要な費用の準備も必要です。
リフォームのタイミングも含め、ご家族で話し合いましょう。

★補助金が使えるかも！
□ 四万十町住宅耐震化促進事業　・・・建設課に相談
□ 四万十町浄化槽設置整備事業費補助金・・・環境水道課に相談

STEP 04 いよいよ引き継ぎ

名義変更(相続登記）をしましょう。
もしご家族がすぐに住まない場合は、適切な管理をしましょう。



★高知地方法務局 須崎支局へ！
①必要情報の収集　②法務局へ登記申請　③審査を経て相続登記完了